

仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、高川排水機場管理業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受注者は、高川排水機場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、委託業務内容書、点検整備基準、作動点検基準、紀の川水系紀の川高川樋門操作要領、同細目、その他関係書類及び関連法令に基づき、発注者側係員(以下「係員」という。)の指示に従つて、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 所在地 和歌山市直川245他

名 称 高川排水機場

(業務内容)

第4条 業務内容は、委託業務内容書のとおりとする。

(業務従事者の構成)

第5条 業務従事者の構成は、現場責任者（点検技術員（電気主任技術者免許、もしくは第1種電気工事士の資格を有する者））、勤務員（運転監視技術員）及び主任技術者（電気点検は電気事業法に基づく主任技術者）とする。受注者はこれらの者を選任し、市係員に提出し、同意を受けなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、受託後早急に体制・業務細目（業務報告、事故対応を含む）等について業務実施計画書を市係員に提出し、承認を受けなければならない。また、受注者の業務実績、業務従事者の名簿及び会社に属していることが確認できる書類、現場責任者及び主任技術者の経歴書及び免状の写しを提出しなければならない。

2 受注者は、毎月、履行業務を前項の規定による報告書類を市係員に提出し、確認を受けなければならない。

3 受注者は、高川排水機場施設に故障等の異常を発見した場合は、状況・原因を十分調査し、復旧方法・金額を算出し、速やかに市係員に提出しなければならない。

4 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

(出水時の出動・運転)

第7条 出水時（河川港湾課長が必要と認めて指示した場合を含む）、業務従事者は紀の川水系紀の川高川樋門操作要領及び同細目に基づき、迅速かつ的確に出動及び運転しなければならない。

2 出動に際しては、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にし、行わなければならない。

3 運転に際しては、関係機関及び樋門操作者との連絡並びに情報の収集を密にし、行わなければならない。

4 河川港湾課長から出動指示があった場合、業務従事者は1時間以内に高川排水機場の運転開始配備体制を整えなければならない。

5 出水時（河川港湾課長が必要と認めて指示した場合を含む）、業務従事者の実働拘束時間は精算変更対象とする。

(経費、資材の負担区分)

第8条 燃料費、電気料金及びその他係員が認めるものは発注者の負担とし、以外は受注者の負担とする。

(清掃、整理、塵芥処分)

第9条 受注者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理するとともに、塵芥を適切に処分しなければならない。

(雑則)

第10条 本仕様書に明記されていない事項については、係員の指示に従うものとする。また指示されていない事項であっても施設の機能確保、運転操作及び管理するにおいて、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行われなければならない。

2 受注者は、施設内の火災、盗難及び事故等の予防に努め、発生したときは適切な対応を講

じなければならない。

- 3 その他、高川排水機場の円滑な運転管理を行うため必要な事項については、積極的に発議し、係員と協議しなければならない。

【令和8年度 高川排水機場管理業務委託内容書】

業務項目	作業内容	説明	業務頻度(回)												作業回数等計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
			非出水期			出水期 6月16日～10月15日			非出水期							
1 点検・整備業務	① 月点検(全般)	点検整備基準に基づく月点検項目全般の点検整備。なお、作動点検・場内清掃・塵芥処分・オイル交換を含む。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-1回 (※月点検1回を年点検1回に替える)	11回／年
	② 月点検(電気点検を除く)	①月点検(全般)から電気点検を除く。但し、自家発電機の機関部は含む。		1	1	1	1	1	1							6回／年
	③ 年点検	点検整備基準に基づく年点検項目全般	1回／年													1回／年
	④ 作動点検	作動点検基準に基づく簡易な点検。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12回／年
	⑤ その他維持①	草刈作業 同上収集運搬		1						1						2回／年
	⑥ その他維持②	塵芥運搬		1						1						2回／年
2 出水時運転業務	・「紀の川水系紀の川高川樋門操作要領」及び「同細目」による出動及び運転を行うこと。 ・出動に際しては、業務従事者名簿に記載している人員から3名以上を出動させること。 ・河川港湾課長から出動指示があった場合、1時間以内に運転開始配備体制を整えること。 ・出動後1週間以内に所定の様式により、操作記録簿及び水位記録簿を提出すること。			※拘束8時間／年を想定												拘束8時間／年
3 その他の業務	・5月末までに係員立会いの下、国及び樋門管理者等と合同で、出水による出動及び運転のシミュレーションを行うものとする。 ・3月中に次年度管理業務委託への引継ぎ業務を行うものとする。 ・その他、排水機場の管理に係る関連法令に基づき、業務を履行すること。			※業務委託受託後から5月末までの間に緊急出動のシミュレーションを実施 ※3月中に引継ぎ業務(現場説明)の実施												シミュレーション1回 引継ぎ現場説明1回 その他関連法令に基づく業務適時

留意事項

- ※点検・整備とは、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、監視操作制御設備、除塵設備、付属設備、付帯施設及び電気設備等(別添、排水機場工事図面参照)について、点検整備基準及び作動点検基準に基づく点検整備(消防法による点検報告を含む)をいう。
- ※受託後、早急に体制、業務細目(業務報告、事故対応を含む)等について業務実施計画書を市係員に提出し、承認を受けること。
- ※業務従事者の構成は、現場責任者(点検技術員(電気主任技術者免許、もしくは第1種電気工事士の資格を有する者))、勤務員(運転監視技術員)及び主任技術者(電気点検は電気事業法に基づく主任技術者)とする。
- ※月点検、年点検等、すべての点検及び作業を実施する前に、作業に入る日時について係員まで報告すること。
- ※出水時、「紀の川水系紀の川高川樋門操作要領」及び「同細目」に基づき、迅速かつ的確に出動及び運転すること。
- ※出水時、業務実施計画書に基づく従事者は、出動指示から必ず1時間以内に高川排水機場の運転開始配備体制を整えること。
- ※出水時、運転業務の想定時間を超える時間は精算変更対象とする。
- ※高川排水機場の円滑な運転管理を行うため必要な事項については、積極的に発議し、市係員と協議すること。
- ※材料費(潤滑油、作動油等)を含む。
- ※燃料費、電気料金は含まない。
- ※場内清掃を含む。
- ※場内草刈作業後の枯草処分は適正に処分するものとし、処分費を含む。
- ※除塵機から発生した塵芥は、適正に処分(1m³/回程度)するものとし、処分費を含む。

高川排水機場管理業務委託

点検整備基準

NO	項目名	NO	項目名
1	監視操作制御設備	7	系統機器設備
2	主ポンプ	8	自家発電設備
3	吐出し弁	9	電源設備
4	逆流防止弁	10	除塵設備
5	主原動機	11	付属設備
6	減速機	12	ゲート設備

和歌山市河川港湾課

No., 1

監視操作制御設備

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

点 検 指 示 事 項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調査	M	測定	T	端締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚			X	異常

良否の判定	
O	良好
△	要調査
X	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付している針金の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

監視操作制御設備(2)
(遠方・中央CRT監視操作盤)(1)

装 置 区 分	点 検 整 備		コード 番 号	定期点検				運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月 点 検		年点検	6年整備			10年整備						
				出水期	非出水期											
遠 方	盤面	発錆、汚損	E	E	E	-	-	E	-	E	E					
	扉の開閉、施錠	H	H	H	H	-	-	H	-	H	H					
中 央	盤内	汚損、異物	E	E	E	-	-	E	-	E	E					
	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	-	M	M	(自)					
	接地抵抗	-	-	M	-	-	-	-	M	M						
R T 監 視 操 作 盤	盤内器具	取付状態	-	-	E	-	-	E	-	E	E					
	記録状態	-	-	E	-	E	-	E	-	E	E	(自)				
	端子・端子台 の状態	-	-	E	-	-	E	-	E	E						
	端子符号の脱落	-	-	E	-	-	-	E	-	E	(自)					
	操作スイッチ	動作確認	(H)	(H)	(H)	H	-	-	H	H	(自)					
	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	-	E	-	E						
	指示計	動作確認 (零点及び指示)	E	E	A (2年毎)	E	-	-	A	A	(自)					
	取付状態、汚損	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	表示器	点灯状態	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E	E	(自)					
	表示灯	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E	E						
	運転時間計	指示状態	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E	(自)					
		取付状態	-	-	E	-	-	E	-	E						
CRT ディスプレイ	表示状態の確認	E	E	E	-	-	-	E	-	E						
	輝度状態の確認	-	-	A	-	-	-	A	-	A						
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	表示信号ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	電源電圧測定の確認	-	-	M	-	-	-	M	-	M						
	表示画面の清掃	O	O	O	-	-	-	G	-	G						
キーボード	キー入力の確認	E	E	E	-	-	-	E	-	D						
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	キーボード本体 の清掃	O	O	G	-	-	-	O	-	G						
マウス	動作確認	D	D	D	-	-	-	D	-	D						
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	マウス本体の清掃	O	O	C	-	-	-	O	-	O						
タッチパネル	動作確認	D	D	D	-	-	-	D	-	D						
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
プリンタ	動作確認 (紙づまり、色むら等)	-	-	D	-	-	-	D	-	D						
	印字状態の確認 (テスト印字)	D	D	D	-	-	-	D	-	D						
	電源電圧の確認	-	-	M	-	-	-	M	-	M						
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
	接続状態の確認	-	-	E	-	-	-	E	-	E						

特記事項
弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

機場名: _____
 点検実施
 年月日: _____

監視操作制御設備(3)
 (遠方・中央CRT監視操作盤)(2)

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

良否の判定
 良好
 喪調査
 具常

* 本標準チェックシートに苦情記録表を作成・運用する。
 * ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
 * E印には取付いている計器の読みを含むものとする。
 * M印は原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期										
遠方・中央CRT監視操作盤	中央演算処理装置	電源電圧の確認	-	-	-	M	-	-	-	M	M				
		電源ランプの点灯確認	E	E	E	E	-	-	-	E	E				
		ハードディスクの動作確認	D	D	D	D	-	-	-	D	D				
		FD動作確認	D	D	D	D	-	-	-	D	D				
		CD動作確認	D	D	D	D	-	-	-	D	D				
		MO動作確認	D	D	D	D	-	-	-	D	D				
		ファン動作確認	D	D	D	D	-	-	-	D	D				
		換気用フィルタ	E	E	C	E	-	-	-	X	X				
		電源ケーブル接続状態の確認	-	-	E	E	-	-	-	E	E				
		各端末接続機器用ケーブルの状態の確認	-	-	E	E	-	-	-	E	E				

特記事項 弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。

機場名：

点検実施

年月日：

監視操作制御設備(5) (機側操作盤)

点検指示事項						良否の判定
X	交換	C 清掃	W 分解	E 目視		O 良好
A	調整	M 測定	T 増減	H 指触		△要調査
D	動作確認	S 聴覚				✗ 異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成、運用する。

※(1)印は管掲医師院に点検を行ふものとする。

（二）市町村は、前項の規定に依る区域を定め、その区域に在する建物の所有者等に對する賦課税を課すものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

機場名:
点検実施
年月日:

監視操作制御設備(6) (輔助機電器盤)

点検指示亭項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認			S	聴覚	

※ 本標準チェックシートに基づき点検・監査記録表を作成・返却する。

※(1)印は毎週運転時に点検を行うものとする。

※ 目には駆けている計量の読みを含むものとする。

※ Mは直角柱として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期									
補助捲電器整備	錠面	発錆、汚損	E	E	E	-	E	E	E	E				
		扉の開閉、施錠	H	H	H	-	H	H	H	H				
	錠内	汚損、異物	E	E	E	-	E	E	E	E	(自)			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M				
		接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M				
		シーケンスチェック	(E)	(E)	D	-	-	D	D	D				
	盤内器具	取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E				
		配線状態	-	-	E	E	E	E	E	E	(自)			
		端子・端子台の状態	-	-	E	-	E	E	E	E				
		端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)			
操作スイッチ	動作確認	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H	H	H	(自)			
	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E	E	E				
指示計	動作確認 (零点及び指示)	E	E	A (2年毎)	E	-	A	A	A	A	(自)			
	取付状態、汚損	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
表示器・表示灯	点灯状態	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	(自)			
	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E	E	E				
運転時間計	指示状態	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E	E	E	(自)			
	取付状態	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
タイマー	動作状態	-	-	M	-	-	M	M	M	M				
	設定値の確認	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
補助捲電器	取付状態、汚損、変色	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
	動作状態	-	-	D	-	-	D	D	D	D	シーケンスチェックによる			

機場名:

点検実施

年月日:

監視操作制御設備(14)
(コントロールセンタ)(1)

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聴覚			

良否の判定	
O	良好
△	要調査
X	異常

※ 本標準チェックシートに並びき直検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている針金の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
コントロールセンタ	盤面	発錆、汚損	E	E	E	-	E	E	E	E					
		扉の開閉、施錠	H	H	H	-	H	H	H	H					
	盤内	汚損、異物	E	E	E	-	E	E	E	E					
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	(自)				
		接地抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M					
		シーケンスチャック	(E)	(E)	D	-	-	-	D	D					
		保護继電器の動作	-	-	D (2年毎)	-	-	-	D	D	(自)				
	盤内器具	取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E					
		配線状態	-	-	E	E	E	E	E	E	(自)				
		端子・端子台の状態	-	-	E	-	E	E	E	E					
		端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)				
		主回路導体の状態	-	-	E	-	E	E	E	E					
	操作スイッチ	ヒューズ	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)				
		動作確認	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H	H	(自)				
		取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E	E					
	指示計	動作確認	E	E	A (2年毎)	E	-	A	A	A	(自)				
		(電点及び指示)	-	-	-	-	-	-	-	-					
		取付状態、汚損	-	-	E	-	-	E	E	E					
	表示器	点灯状態	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E	E	(自)				
		取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E	E					
	タイマー	動作状態	-	-	M	-	-	-	M	M					
		設定値の確認	-	-	E	-	-	E	E	E					
	配線用遮断器	取付状態、汚損	E	E	E	-	E	E	E	E					
		変色	E	E	E	-	E	E	E	E					
		開閉動作	-	-	D	-	-	D	D	D	(自)				
		接続部	-	-	T	-	-	E	T	T					
	電磁接触器	取付状態、汚損	E	E	E	-	E	E	E	E					
		変色	E	E	E	-	E	E	E	E					
		音響	(S)	(S)	(S)	-	-	S	S	S					
		動作状態	D	D	D	-	-	D	D	D	(自)				
		接触面の状態	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)				
	配線用漏電遮断器	接続部	-	-	T	-	-	E	T	T					
		取付状態、汚損	E	E	E	-	E	E	E	E					
		変色	E	E	E	-	E	E	E	E					
		開閉動作	-	-	D	-	-	D	D	D	(自)				
	テスト鉗による動作	テスト鉗による動作	-	-	D	-	-	D	D	D					
		接続部	-	-	T	-	-	E	T	T					
特記事項															

機 場 名:
点検実施
年月日:

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

- ※ 本標準データシートに苦しみ点検、無効は採用を
 作成・適用する。
- ※ ()印は管理運営時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取付している計器の読みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

監視操作制御設備(16)
(運転支援システム)(1)

点検指示事項						良否の判定	
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

※ 本標準チェックシートに基づき点検記録表を作成・送信する。

※ ()印は毎回運転時に点検を行ふものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備	コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要		
			月点検		年点検			5年整備	10年整備			
			出水期	非出水期								
運転支援システム	盤面	E	E	E	-	E	E	E	E			
	扉の開閉、施錠	H	H	H	-	H	H	H	H			
	盤内	E	E	E	-	E	E	E	E			
	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(自)			
	接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(自)			
	盤内器具	-	-	-	-	-	-	-	-			
	取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E			
	配線状態	-	-	E	E	E	E	E	E	(自)		
	端子・端子台の状態	-	-	E	-	E	E	E	E			
	端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)		
操作スイッチ	動作確認	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H	(自)			
	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	-E				
指示計	動作確認 (零点及び指示)	E	E	A (2年毎)	E	-	A	A	(自)			
	取付状態、汚損	-	-	E	-	-	E	E				
表示器・表示灯	点灯状態	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E	(自)			
	取付状態、汚損	E	E	E	-	-	E	E				
運転時間計	指示状態	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E	(自)			
	取付状態	-	-	E	-	-	E	E				
CRTディスプレイ	表示状態の確認	E	E	E	-	-	E	E				
	輝度状態の確認	-	-	A	-	-	A	A				
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
	表示信号ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
電源電圧測定	電源電圧測定	-	-	M	-	-	M	M				
	表示面の消掃	C	G	G	-	-	G	G				
キーボード	キー入力の確認	E	E	E	-	-	E	D				
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
	キーボード本体の消掃	G	G	G	-	-	G	G				
マウス	動作確認	D	D	D	-	-	D	D				
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
マウス本体の消掃	マウス本体の消掃	C	C	G	-	-	G	G				
タッチパネル	動作確認	D	D	D	-	-	D	D				
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
プリンタ	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
	動作確認 (紙づまり、色むら等)	-	-	D	-	-	D	D				
	印字状態の確認 (テスト印字)	D	D	D	-	-	D	D				
	電源電圧の確認	-	-	M	-	-	M	M				
	電源ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
接続状態の確認	接続状態の確認	-	-	-	-	-	-	-				
	信号ケーブル	-	-	E	-	-	E	E				
接続状態の確認	接続状態の確認	-	-	E	-	-	E	E				
特記事項		弱電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。										

機場名:
点検実施
年.月.日:

監視操作制御設備(17) (運転支援システム)(2)

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増繪
D	動作確認		S	聴覚	

良否の判定	
○	良・好
△	要調査
×	異・常

- ※ 本操作チェックシートに基づき直検・陸信記録技を
作成・運用する。
- ※ ()印は管理運転時に直検を行うものとする。
- ※ 上には取付いている計器の読みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
運転支援システム	中央演算処理装置	電源電圧の確認	-	-	M	-	-	M	M					
		電源ランプの点灯確認	E	E	E	-	-	E	E					
		ハードディスクの動作確認	D	D	D	-	-	D	D					
		FD動作確認	D	D	D	-	-	D	D					
		CD動作確認	D	D	D	-	-	D	D					
		MO動作確認	D	D	D	-	-	D	D					
		ファン動作確認	D	D	D	-	-	D	D					
		換気用フィルタ	E	E	C	-	-	X	X					
		電源ケーブル接続状態の確認	-	-	E	-	-	E	E					
		各端末接続機器用ケーブルの状態確認	-	-	E	-	-	E	E					

機場名:	点検実施
年月日:	監視操作制御設備(18) (CCTV設備)(1)

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

良否の判定
○ 良好
△ 変調査
✗ 具常

※ 本標準チェックシートに答づき点検・整備記録を作成・適用する。

※ ()印は毎回運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分 C C T V 設備	定期整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期					E	E					
盤面	発錆、汚損		E	E	E			E	E	E	E					
	扉の開閉、施錠		H	H	H			H	H	H	H					
	盤内	汚損、異物	E	E	E			E	E	E	E					
	絶縁抵抗		—	—	M			—	M	M	(自)					
	接地抵抗		—	—	M			—	M	M	M					
盤内器具	取付状態		—	—	E		E	E	E	E	E					
	配線状態		—	—	E		E	E	E	E	E	(自)				
	端子・端子台の状態		—	—	E		E	E	E	E	E					
	端子符号の脱落		—	—	E		—	—	E	E	E	(自)				
操作スイッチ	動作確認	(H)	(H)	(H)	H		—	H	H	H	(自)					
	取付状態、汚損	E	E	E	—		—	E	E	E						
指示計	動作確認 (零点及び指示)		E	E	A (2年毎)	E	—	A	A	A	(自)					
	取付状態、汚損	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
表示器・表示計	点灯状態	(E)	(E)	(E)	E		E	E	E	E	(自)					
	取付状態、汚損	E	E	E	—	—	E	E	E	E						
カメラ	電源電圧の確認	—	—	M	—	—	—	M	M	M						
	映像信号の確認	—	—	A	—	—	—	A	A	A						
	動作確認 (カメラ・ビーナ・テラス・ アソ・ワイヤ)	D	D	D	—	—	—	D	D	D						
	腐食、水漏れの確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
	内部配線、取付の確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
	照明装置の確認	D	D	D	—	—	—	D	D	D						
	ケーブル接続状態の確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
拡声部	鏡、汚損の確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
	入力信号の確認	—	—	A	—	—	—	A	A	A						
	歪みの確認	S	—	S	—	—	—	S	S	S						
	ケーブル接続状態の確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
ビデオ	録画、再生の確認	D	—	D	—	—	—	D	D	D						
操作部	制御信号の確認	—	—	D	—	—	—	D	D	D						
	ケーブル接続状態の確認	—	—	E	—	—	—	E	E	E						
特記事項 翼電機器には、絶縁抵抗測定禁止箇所があるので事前に確認すること。																

機場名:
点検実施
年月日:

監視操作制御設備(19) (CGTV設備)(2)

点検指示事項						良否の判定			
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	O	良好
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	△	要調査
D	動作確認			S	聴覚	.	.	×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・登録記録表を作成・運用する。

※(1)印は管理運転時に点検を行うものとする。

当項目には取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を組み込んで計測する場合とする。

No, 2

主ポンプ

機場名: _____
 点検実施
 年月日: _____

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴覚		

良好の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき自機・監視記録表を作成・運用する。
 ※ ()印は運転時に点検を行うものとする。
 ※ S印には取付している計器の読みを含むものとする。
 ※ M印は原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

主ポンプ(1)
 (立軸)

装置区分	点検整備	コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
			月点検		年点検			5年整備					
			出水期	非出水期				10年整備					
吸込水槽	吸込水槽	土砂の堆積	-	-	M	-	-	G	C				
		水位	E	E	M	E	-	M	M				
本体	吐出しペンド	振動	(H)	(H)	(M)	-	-	M	M				
						-	-						
主軸および軸受	主軸	芯出し	-	-	-	-	-	M	M				
		錆	-	-	E	-	-	O	C				
		摩耗	-	-	E	-	-	E	M				
	軸継手	締り具合	-	-	T	-	-	T	T				
		カップリングゴムの摩耗	-	-	E	-	-	M	M				
	外側軸受	温度	(H)	(H)	(M)	H	-	M	M				
		振動	(H)	(H)	(M)	H	-	M	M				
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M				
		油脂量(質)	E	E	E	E	-	X	X				
		油漏れ	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E				
	水中軸受 (セラミックス軸受)	摩耗	-	-	-	-	-	-	M				
		傷、割れ	-	-	-	-	-	-	M				
水中軸受 (ゴム軸受)	水中軸受	通水状況	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E				
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M				
		フローサイト	-	-	C	-	-	C	C				
	グランドパッキン	温度	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H				
		封水量	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E				
		劣化	-	-	-	-	-	X	X				
	無給水軸封装置	温度	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H				
		漏水	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E				
		劣化	-	-	-	-	-	E	X				
インペラ	インペラ	腐食	-	-	-	-	-	-	E				
		摩耗	-	-	-	-	-	-	E				
		欠損	-	-	-	-	-	-	E				
	圧力計	圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	-	E	X				
		零指針	E	E	E	-	-	E	X				
		配管	-	-	E	-	-	E	E				
	温度計	指示	-	-	E	-	-	E	E				
		配管	-	-	E	-	-	E	E				
その他	フロースイッチ	作動	(E)	(E)	W(M)	-	-	W	X	(M)は導通チェック			
			-	-	-	-	-	-					
		指示	E	E	E	E	-	A	A				
		作動	(E)	(E)	(E)	E	-	A	A				
	水位計	損傷	-	-	-	-	-	E	E				
		腐食	-	-	-	-	-	E	E				
	全般	音	(S)	(S)	(S)	S	-	S	S				
		塗装	-	-	-	-	-	E	X				

特記事項 ポンプ本体の内部状況については、設置場所の水質や環境を考慮して点検する。

No, 3 吐出し弁

機場名:

点検実施

年月日:

吐出し弁

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴覚			

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	定期整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要					
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	5年整備	10年整備									
				出水期	非出水期												
手動式弁	弁箱	冰抜き	-	A	-	-	-	-	-	-	-	寒冷地実施					
		腐食	-	-	E	-	-	-	-	E	E						
		劣化	-	-	E	-	-	-	-	E	E						
		塗装	-	-	-	-	-	-	-	-	X						
	水密ゴム	劣化	-	-	-	-	-	-	-	-	X						
	グランドパッキン	水漏れ	-	A	-	-	-	-	X	-	X						
	減速機及びスピンドル部	潤滑油量	-	-	E	-	-	-	X	-	X						
		回転体の滑らかさ	(H)	(H)	H	H	-	-	H	-	H						
電動式弁	弁箱	水抜き	-	A	-	-	-	-	-	-	-	寒冷地実施					
		腐食	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
		劣化	-	-	E	-	-	-	E	-	E						
		塗装	-	-	-	-	-	-	-	-	X						
	水密ゴム	劣化	-	-	-	-	-	-	-	-	X						
	グランドパッキン	水漏れ	-	A	-	-	-	-	X	-	X						
	減速機及びスピンドル部	潤滑油量	-	-	E	-	-	-	X	-	X						
		音	(S)	(S)	(S)	S	-	-	S	-	S						
開度計	零指針	作動	(E)	(E)	(E)	E	E	-	A	A							
		作動	(E)	(E)	(E)	-	-	-	E	E							
	リミットスイッチ	作動	(E)	(E)	(E)	-	-	-	-	-							
	トルクスイッチ	作動	-	-	-	-	-	-	-	-	X						
	電動機	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M		(自)盤にて測定					
		温度	(H)	(H)	(H)	-	-	-	H	H							
特記事項																	

N o , 4

逆流防止弁

機場名:
点検実施
年月日:

逆流防止弁

点検指示項目						良否			
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	O	良
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	△	悪
D	動作確認		S.	聴覚				X	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・設備記録表を作成・運用する。

※()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付している計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

No., 5

主原動機

機場名：
点検実施
年月日：

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	I	S	聽覚			

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※()印は毎回返送時に勘定を行うものとする。

※ 例2は取扱いしている社員の読み方をもととする。

※ MTR原則による計測結果とする。

装備区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	5年整備		10年整備					
				出水期	非出水期									
機関本体	シリングヘッド	ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	-	-	X	X				
	弁の摩耗ヘッド	ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	-	-	W	X				
	ヘタリ										ピストン圧縮・TOPでチェック			
関係	タベットの間隙		-	-	A	-	-	A	A					
	クランク室	シリングラインの摩耗	-	-	-	-	-	-	M		偏摩耗の確認			
	コンロッドアーベルの摩耗		-	-	-	-	-	-	M		偏摩耗の確認			
過給機	クランクシャフトの摩耗		-	-	-	-	-	-	M		偏摩耗の確認			
	クランクシャフトメタルの摩耗		-	-	-	-	-	-	M		偏摩耗の確認			
	ボルトの緩み		-	-	T	-	-	T	T					
ピストン	カム軸の摩耗		-	-	-	-	-	E	M					
	フィルタの状況		-	-	E	-	-	C	X					
	振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	H	H					
調速機	音	(S)	(S)	(S)	S	-	-	S	S					
	油量	E	E	E	E	-	-	X	X	油ダメ付のみ				
	本体	-	-	-	-	-	-	-	W	*2				
外部輸受	ピストンの摩耗	-	-	-	-	-	-	-	M					
	ピストリング摩耗	-	-	-	-	-	-	-	M					
	調整	-	-	-	-	-	-	W	W	メーカー持込み				
潤滑油系統	油量	E	E	E	E	-	-	X	X					
	振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M	M					
	温度	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M	M					
内部	摩耗	-	-	-	-	-	-	-	M					
	遠心クラッチ	動作確認	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E					
	油量	E	E	E	E	-	-	X	X	給油式の場合				
潤滑油ポンプ	摩耗	-	-	-	-	-	-	-	M					
	振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	H	H					
	作動	(S)	(S)	(S)	S	-	-	A	W					
初期	配管漏れ	E	E	E	E	-	-	E	E					
	作動(圧力)	(S)	(S)	(S)	S	-	-	A	W					
	潤滑油	E	E	E	E	-	-	E	E					
潤滑油ポンプ	配管漏れ	-	-	M	-	-	-	M	M					
	絶縁抵抗	-	-	-	-	-	-	-	M					
	振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	H	H					
機関オイルパン	オイルパン油量	E	E	E	E	-	-	X	X	油交換時はタンク内清掃のこと				
	オイルパン異物混入	E	E	E	E	-	-	-	-	異物チェック				
	オイルパン内腐食	-	-	-	-	-	-	E	E					
潤滑油濾過器	性状分析	-	-	M	-	-	-	M	M					
	内部清掃	-	-	C	-	-	-	C	G					
	エレメント	-	-	-	-	-	-	W	X	ペーパータイプは油交換時に交換				
クランク軸	回着(ターニング)	-	D	-	-	-	-	-	-					
	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	-	-	W	W	水圧テスト				
	磨食(エレメント)	-	-	-	-	-	-	W	W					
潤滑油冷却器	劣化(エレメント)	-	-	-	-	-	-	W	W					
	防錆亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	-	E	E					
	ドレン抜き	-	-	A	-	-	-	A	A	漏水の確認				

特記事項

*1:2年毎に交換。

*2:初回の整備は10年整備とするが、それ以降は5年サイクルで実施。

機場名：

点校实施

第三回

主原動機(2)

(ディーゼル機関)(2)

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	埠端	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録式を作成・適用する。

※ ()印は毎回運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※Wは原則として制定者を持ち込んで計画する場合とする。

装置区分	定期点検		定期整備	摘要		
	定期点検					
	月点検	年点検				
点検項目	点検内容	コード番号	年点検	定期整備		
燃料系統	出水期			5年整備		
	非出水期			10年整備		
	燃料噴射ポンプ	H	H	H		
	エア抜き	-	-	A		
	フランジ・吐出し弁劣化	-	-	-		
	漏れ	(E)	(E)	E		
	油量 *1	E	E	E		
	異物混入	E	E	-		
燃料沸騰器	突始め調整ボルト	E	E	T		
	締み確認	-	-	-		
	噴射時期	-	-	M		
	内部清掃	-	-	O		
	エア抜き	-	-	A		
	エレメント	-	-	E		
		-	-	-		
		-	-	-		
燃料弁	噴霧テスト	-	-	A		
	摩耗	-	-	-		
	漏れ	(E)	(E)	E		
高圧管	管内エア抜き	-	-	A		
	漏れ(亀裂)	(E)	(E)	E		
	振動	(H)	(H)	H		
		-	-	-		
燃料供給ポンプ	摩耗	-	-	-		
		-	-	-		
配管	腐食	E	E	E		
	漏れ	(E)	(E)	E		
	振動	(H)	(H)	H		
	ドレン管	-	-	E		
冷却水系統		-	-	E		
	内部振動	(H)	(H)	H		
	摩耗、劣化	-	-	-		
	配管漏れ	(E)	(E)	E		
	配管腐食	-	-	-		
	配管振動	(H)	(H)	H		
	バルブ開閉	E	E	E		
	バルブ劣化	-	-	-		
温調弁	空気抜き	(E)	(E)	E		
	作動	(E)	(E)	E		
	漏れ	(E)	(E)	E		
		-	-	-		
水質検査	水質	-	-	M *2		
		-	-	M *2		
空気始動系統	分配弁	(E)	(E)	E		
	作動	(E)	(E)	E		
	漏れ	(E)	(E)	E		
	配管劣化	E	E	-		
	配管漏れ	E	E	E *3		
	配管腐食	E	E	E *3		
	翼磁弁・減圧弁					
待記事項	作動	(E)	(E)	E		
	劣化	E	E	E		
	エア漏れ	E	E	E		

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

主原動機(3)

ディーゼル機関(3)

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増結
D	動作確認	S	聴覚	H	指触

良否の判定
O 良好
△ 変調査
X 異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
空気始動系統	始動弁	エア漏れ	(H)	(H)	(H)	(H)	H	—	H	H	始動15分後接続配管にて *1				
		作動確認	—	—	W	—	—	—	W	W	機関起動後弁棒動き確認				
	TPO始動(エアラン)	—	—	D	—	—	—	—	D	D	全シリンダ				
電気始動系統	停止用	作動	(D)	(D)	W	D	—	—	W	W					
	エアピストン	空気漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E					
	セルモータ	ブラシの状態	—	—	E	—	—	—	G	X					
	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	W					
	劣化	E	E	E	—	—	—	—	E	E					
	予熱栓	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	D	X	付属の場合				
計装機器	劣化	E	E	E	—	—	—	—	E	X	付属の場合				
	電磁	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	W	W					
	スイッチ	劣化	E	E	E	—	—	—	E	E					
	停止	作動	(D)	(D)	(D)	D	—	—	D	D					
	ソレノイド	劣化	E	E	E	—	—	—	E	E					
	センサ類 (温度、 圧力、 流れ)	水温スイッチ作動	(E)	(E)	M	—	—	—	M	X					
ゲージ類 (温度、 圧力、 回転他)	油温スイッチ作動	(E)	(E)	(E)	—	—	—	—	M	X					
	油圧スイッチ作動	(E)	(E)	M	—	—	—	—	M	X					
	空気圧スイッチ作動	(E)	(E)	(E)	—	—	—	—	M	X					
	フロースイッチ作動	(E)	(E)	W (M)	—	—	—	—	W	X	(M)は導通チェック				
	圧度スイッチ作動	(E)	(E)	A	—	—	—	—	A	X					
	冷却水温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	E					
	潤滑油温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	E					
	排気温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	E	バラツキチェック				
	冷却水圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	X					
	冷却水圧力計の零指針	E	E	E	—	—	—	—	E	X					
消音器 ・排気管	潤滑油圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	X					
	潤滑油圧力計の零指針	E	E	E	—	—	—	—	E	X					
	回転計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	M	M	変動チェック				
	腐食	—	—	E	—	—	—	—	E	E					
	劣化	—	—	E	—	—	—	—	E	E					
冷却装置	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	E					
	ドレン抜き	—	—	A	—	—	—	—	A	A					
	腐食	—	—	E	—	—	—	—	E	E					
	劣化	—	—	E	—	—	—	—	E	E					
待記事項	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	E					
	汚れ	—	—	—	—	—	—	—	C	C					
	キャップ耐圧	(E)	(E)	(E)	E	—	—	—	E	X	圧力キャップの場合				
	劣化	—	—	E	—	—	—	—	E	E					
	ホース劣化	—	—	—	H	—	—	—	X	X					
	ファンベルト調節	E	—	E	—	—	—	—	X	X	ベルト駆動の場合				
	※ 1: 高温変色している場合は火傷に注意すること。														

機場名:

点検実施

年月日:

主原動機(4)

(ディーゼル機関)(4)

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	締結
D	動作確認	S	聴覚	H	目視

良否の判定	
O	良好
△	要調査
X	異常

※ 本標準チェックシートに善き点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Sには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備	コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要	
			月点検		年点検			6年整備	10年整備		
			出水期	非出水期	E	E		W			
冷却装置	清水漏れ	(E)	(E)	(E)		E	-	W	W	水圧テスト	
	腐食(エレメント)	-	-	-		-	-	W	W		
	劣化(エレメント)	-	-	-		-	-	W	W		
	防錆亜鉛の消耗	-	-	E		-	-	E	E		
空気冷却器	腐食、劣化	-	-	-		-	-	W	W	水圧テスト	
	ドレン開放	(E)	(E)	(E)		E	-	E	E		
その他	全般塗装	-	-	-		-	-	E	X		
作業準備	作業準備	-	-	-		-	-	E	E		
	弁状態の確認	-	-	-		-	-	E	E		
	電源確認	-	-	-		-	-	E	E		
	取替部品の確認	-	-	-		-	-	E	E		
分解前作業	分解前	デフレクション計測	-	-	-	-	-	M	M		
	水抜きの確認	-	-	-		-	-	E	E		
	残油なしの確認	-	-	-		-	-	E	E		
	LO、FOケック弁閉の確認	-	-	-		-	-	H	H		
	始動空気箱元弁閉の確認	-	-	-		-	-	H	H		
分解点検、手入れ組立	分解点検	主軸受	-	-	-	-	-	-	W	代表の主軸受1ヶのみ	
	手入れ	連接橋	-	-	-	-	-	-	W		
	組立	給、排気弁	-	-	-	-	-	W	W		
		シリンドラ安全弁	-	-	-	-	-	X	X		
		給、排気レバー	-	-	-	-	-	W	W		
		動弁装置	-	-	-	-	-	W	W		
整備後の運転準備及び運転	整備後の確認	デフレクション計測	-	-	-	-	-	M	M		
		潤滑オイルパン	-	-	-	-	-	E	E		
		LO補給タンク	-	-	-	-	-	E	E		
		過給機	-	-	-	-	-	E	E		
		調速機	-	-	-	-	-	E	E		
		動弁注油その他	-	-	-	-	-	E	E		
		なし	シリンドラ	-	-	-	-	E	E		
		具物混入	ヘッド	-	-	-	-	E	E		
		確認	クランク	-	-	-	-	E	E		
			ケース	-	-	-	-	E	E		
運転準備及び運転	整備後の確認	握手部接付状況の確認	-	-	-	-	-	E	E		
		冷却水道水エア抜き	-	-	-	-	-	A	A		
	整備後の運転準備	FO通油、FO噴射ポンプのエア抜き	-	-	-	-	-	A	A		
		消音油量の確認	シリンダ	-	-	-	-	E	E	LOプライミングポンプ運転	
		ヘッド内	ヘッド内	-	-	-	-	E	E		
		カムピストンメタル部	カムピストンメタル部	-	-	-	-	A	A		
		ターニング装置の注油グリスアップ	ターニング装置の注油グリスアップ	-	-	-	-	A	A		
		ガバナーリング注油	ガバナーリング注油	-	-	-	-	A	A		
		始動空気箱の充氣	始動空気箱の充氣	-	-	-	-	A	A		
		各部漏れなしの確認	各部漏れなしの確認	-	-	-	-	E	E		
		アイルーム解除の確認	アイルーム解除の確認	-	-	-	-	E	E		
特記事項											

機場名: _____
 点検実施
 年月日: _____

点検指示事項						
X	交換	C 清掃	W 分解	E 目視	良否の判定	
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	○ 良好		△ 変調査
D 動作確認	S 聰覚	× 異常		※ 本標準チェックシートに基づき点検、登録記録表を作成・適用する。		※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

主原動機(5)
 (ディーゼル機関)(5)

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。
 ※ Dには取付いている計器の読みを含むものとする。

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
運転準備及び運転	整備後の運転	ターニングエアラン(LO2ラギングラン運転)		-	-	-	-	-	A	A					
		始動状況確認		-	-	-	-	-	D	D					
		低速複合運転		-	-	-	-	-	-	D					
		複合運転		-	-	-	-	-	-	D					
		各部漏れなしの確認(各接続部)		-	-	-	-	-	E	E					
		(内)発熱状況の確認		-	-	-	-	-	H	H					
		(内)油状況の確認		-	-	-	-	-	E	E					
		ドライバライナ		-	-	-	-	-	E	E					
		指動部状況		-	-	-	-	-	E	E					
		各部結合の確認		-	-	-	-	-	E	E					
運転状況	運転状況	音	(S)	(S)	(S)	S	-	S	S						
		排気色	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E						
		ミストの状況	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E						
		給気管ドレン抜き	(A)	(A)	(A)	A	-	A	A						
		冷却水管エア抜き	(A)	(A)	(A)	A	-	A	A						
		過給機停止所要時間	-	-	(M)	-	-	M	M						
		燃料消費量	--	--	-	-	-	-	M	(大)					
		発熱	-	-	(H)	H	-	H	H	各ボンブ翰受部、クラシクケース等					
		ラック目盛	(M)	(M)	(M)	M	-	M	M	*は全シリンダ					
		振動	(H)	(H)	(H)	H	-	M	M	高所配管、過給機等					
運転後確認	運転後の確認	断水	-	-	-	D	-	-	D	D					
		冷却水温	-	-	D	-	-	M	M						
		潤滑油圧	-	-	D	-	-	M	M						
		過速度	-	-	D	-	-	D	D	单独運転にて					
		潤滑油	E	E	E	E	-	E	E						
		ブローミングポンプ運転	A	A	A	A	-	A	A	2回転又はエアラン運転後に					
		ターニングによる燃焼ガスの排出、クランクケース内轉受	-	-	H	-	-	M	M	行う					
特記事項	特記事項														

N o , 6 減速機

檢場名:
點檢實施
年月日:

減速機(3) (空冷)(1)

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

良否の判定
○ 良好
△ 要調査
✗ 異常

- ※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。
- ※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取付いている計器の読み込みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする

機器区分	定期点検		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		備考		
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	定期点検			5年整備	10年整備			
				出水期	非出水期		(E)	(M)						
潤滑油系統	オイルシール	漏れ	ト	(E)	(E)	(E)	-	-	E		X			
	潤滑油	量(質)	-	E	E	E	E	-	X		X			
	圧力	(E)	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E		E			
		温度	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E		E			
	潤滑油ポンプ	音	-	(S)	(S)	(S)	S	-	S		S			
		リリーフ弁	-	-	-	-	-	-	A		W			
		本体	-	-	-	E	-	-	E		E			
	潤滑油過過器	内部清掃	-	-	O	-	-	-	G		C			
		エレメント	-	-	-	-	-	-	W		X	ペーパータイプは油交換時に交換		
減速機本体	配管	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E			
	軸受	温度	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M		M			
		振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M		M			
		摩耗	-	-	-	-	-	-	-		M			
	歯車	摩耗	-	-	-	-	-	-	E		M			
		温度	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M		M			
	多板クラッチ	振動	(H)	(H)	(H)	H	-	-	M		M			
		摩耗	-	-	-	-	-	-	-		M			
		作動	(D)	(D)	(D)	D	-	-	D		D			
計装機器	作動油ポンプ	リリーフ弁	-	-	-	-	-	-	A		W			
		本体	-	-	E	-	-	-	E		E			
		音	(S)	(S)	(S)	S	-	-	S		S			
	軸端手	圧力	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E		E			
		配管	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E		E			
	センサ類(温度、圧力他)	摩耗	-	-	E	-	-	-	M		M			
		締め具合	-	-	T	-	-	-	T		T			
	ゲージ類(温度、圧力他)	油圧スイッチ作動	(E)	(E)	E	(M)	-	-	M		X	(M)は導通チェック		
		油温スイッチ作動	(E)	(E)	(E)	-	-	-	M		X			
		温度計指示	-	-	E	-	-	-	E		E			
		温度計配管	-	-	E	-	-	-	E		E			
		圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E		X			

機場名:	
点検実施	
年月日:	
減速機(4) (空冷)(2)	

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増結	H
D	動作確認			S	聴覚	

良否の判定						
O	良好					
△	要調査					
×	異常					

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。
 ※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
 ※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要	
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			S	S		
				出水期	非出水期	S	S	E	E			
機付ファン	ファン	音	(S)	(S)	(S)		S	(S)	S	S		
		損傷	-	-	-		-	-	E	E		
		腐食	-	-	-		-	-	E	E		
	本体	腐食	-	-	E		-	-	E	E		
ラジエータ	ファン	漏れ	E	E	E		E	-	E	E		
		音	(S)	(S)	(S)		S	(S)	S	S		
		損傷	-	-	-		-	-	E	E		
	全般	腐食	-	-	-		-	-	E	E		
その他	全般	音	(S)	(S)	(S)		-	-	S	S		
		塗装	-	-	-		-	-	E	X		
	特記事項											

N o , 7 系統機器設備

機場名: _____
 点検実施
 年月日: _____

系統機器設備(1)
 (燃料系統)(1)

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴覚			

良否の判定						
O	良好					
△	要調査					
X	異常					

※ 本標準チェックシートに表記した後、整備記録表を作成し返却する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付している計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
燃料貯油槽(地下タンク)	本体上部	亀裂	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
	スラブ	崩落	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		不等沈下	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
	タク本体	漏洩の有無	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
	通気管	位置固定の良否	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		腐食	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		損傷	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		引火防止網の脱落	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		腐食	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		目つまり	-	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
計量口	蓋の閉鎖状況	-	-	-	E	-	E	E	E	E	(消)機能試験				
	変形	-	-	-	E	-	E	E	E	E	(消)機能試験				
	損傷	-	-	-	E	-	E	E	E	E	(消)機能試験				
	油量(漏れ) *1	E	E	E	E	E	E	E	E	E	(消)				
油面計	取付部の緩み	-	-	T	-	T	T	T	T	T	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	汚れ	-	-	-	-	-	C	C	C	C	(消)				
	指示状況	E	E	E	E	E	E	E	E	E	(消)				
漏洩検知管	変形	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	土砂等の堆積	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
注入口	蓋の閉鎖状況	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	変形	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
注入口ピット	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	亀裂	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	滲油、滲水	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	土砂等の堆積	-	-	-	-	-	E	E	E	E	(消)				
	油圧別表示の有無	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
配管	漏洩の有無	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	変形	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	塗装状況	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	腐食	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	固定の適否	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
配管用点検器具	亀裂	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
配管用バルブ	漏れ	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
配管用端子箱	開閉機能の適否	-	-	D	-	E	D	D	D	D	(消)				
	端子箱の損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	電気防食設備	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	端子の緩み	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	接地	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
接合部の緩み	結合部の緩み	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	接地抵抗値の適否	-	-	M	-	-	M	M	M	M	(消)				
	記載事項の適否	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
表示板	損傷	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
	汚損	-	-	E	-	E	E	E	E	E	(消)				
消火器	位置	-	-	E	-	E	E	E	E	E					
	設置数	-	-	E	-	E	E	E	E	E					
	外観の機能の適否	-	-	E	-	E	E	E	E	E					

特記事項 *1: 燃料貯槽については日常量の記録を要する。

*2: 屋外・屋内タンクは地下タンクに準ずる。

機場名：

点検実施

年月日

系統機器設備(2)

(營養系統)(2)

点検指示事項					
X	交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A	調整	M 測定	T 増縮	H 指触	
D	動作確認	S 聽覚			

※ 本標準チェックシートに基づき点検、壁面記録表を作成・適用する。

* ()印は管理返転時に点検を行うものとする。

※ ④には取付いている計器の読みを含むものとする。

※ MIは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	6年整備		10年整備					
				出水期	非出水期									
燃料小出箱	本体	ドレン抜き	-	-	A	-	-	A	A					
		漏れ	E	E	E	E	E	E	E					
		腐食	-	-	E	-	-	E	E					
		油置	E	E	E	E	E	E	E					
		内部清掃	-	-	-	-	-	-	G					
		塗装	-	-	E	-	-	E	X					
	油面計	取付部の緩み	-	-	T	-	T	T	T					
		損傷	-	-	E	-	E	E	E					
		汚れ	-	-	-	-	-	O	O					
		指示状況	E	E	E	-	-	E	E					
燃料移送ポンプ	ポンプ・蓄動機	ケーシング内注油	-	-	-	-	-	A	A					
		漏れ	E	E	E	E	E	E	E	(消)				
		振動	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H	(消)				
		音	(S)	(S)	(S)	S	-	S	S	(消)				
		軸受温度	-	-	(H)	-	-	M	M					
		圧力計	(E)	(E)	(E)	E	-	E	X	(消)				
		吐出し量	-	-	E	-	-	E	E					
		回転の滑らかさ	H	H	H	-	-	H	H					
		固定ボルトの腐食 および緩み	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(自盤にて測定)				
ポンプ・アース		腐食	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
		塗装	-	-	E	-	-	E	X	(消)				
		全般	E	E	E	E	-	E	W	(消)				
		断線の有無	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		取付部の緩み等 の有無	-	-	T	-	T	T	T	(消)				
軸締手		接地抵抗の適否	-	-	M	-	-	M	M	(消)				
		締り具合	-	-	T	-	-	T	T					
		カーブリングゴムの戻耗	-	-	E	-	-	M	M					
配管・弁														
		漏れ	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		腐食	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
		劣化	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
固い・床 ためます・ 油分離槽		塗装	-	-	E	-	-	E	X	(消)				
		損傷	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		亀裂	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		滯水、漏油	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
建築及び 付属設備		土砂堆積	-	-	E	-	-	E	E	(消)				
		鳥棲・壁・床・防火 戸等損傷の有無	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		換気・排出口設備の 損傷の有無と 機能の適否	-	-	(E)	-	E	E	E	(消)				
その他	防油堤	損傷	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		滯水、漏油	-	-	E	-	E	E	E	(消)				
		土砂の堆積	-	-	E	-	-	E	E	(消)				

待記項

機場名:	点検実施
年月日:	
系統機器設備(5) (始動系統)	

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		G		聴覚		

○	良好
△	要調査
×	異常

* 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

* ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

* Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

* Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				定期整備	摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	定期整備					
				出水期	非出水期							
空気圧縮機	圧縮機・電動機	潤滑油量	E	E	E	E	E	X	X			
		冷却水	E	E	E	E	E	E	E			
		フィルタ	-	-	C	-	-	X	X			
		Vベルト	-	-	A	-	-	X	X			
		アンローダ弁	(D)	(D)	A	D	-	W	X			
		安全弁	-	-	A	-	-	A	A			
		振動	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H			
		音	(S)	(S)	(S)	S	-	S	S			
		圧力	(E)	(E)	(E)	E	-	E	E			
		充填時間	-	-	M	-	-	M	M			
	エンジン	自動ON-OFF	-	-	E	E	-	M	X			
		圧力スイッチ	-	-	M	-	-	M	M			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M			
		全般	E	E	E	E	-	E	W			
		-	-	-	-	-	-	-	-			
始動空気槽	計器	振動	(H)	(H)	(H)	-	-	H	H			
		音	(S)	(S)	(S)	-	-	S	S			
		潤滑油	E	E	E	-	-	X	X			
		全般	E	E	E	E	-	W	W			
	配管・弁	圧力計	-	-	E	-	-	E	X			
		漏れ	-	-	E	-	E	E	E			
		腐食	-	-	E	-	-	E	E			
		劣化	-	-	E	-	-	E	E			
	本体	塗装	-	-	E	-	-	E	X			
		漏れ	-	-	E	-	E	E	E			
		腐食	-	-	E	-	E	E	E			
		塗装	-	-	E	-	E	E	X			
		ドレン抜き	A	A	A	A	-	A	A			
		損傷	-	-	E	E	-	X	X			
		ふたの締付ボルト の摩耗	-	-	E	-	E	E	(労)			
	計器	圧力計	E	E	E	-	-	E	X			
		圧力スイッチ	(E)	(E)	(M)	-	-	M	X			
		-	-	-	-	-	-	-	-			
	配管・弁	漏れ	-	-	E	-	E	E	E			
		損傷	-	-	E	-	E	E	(労)			
		腐食	-	-	E	-	E	E	E			
		塗装	-	-	E	-	E	X				
		特記事項	*: 2年毎交換。									

No, 8

自家発電設備

提 告 名:
点 檢 実 施
年 月 日:

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認				監査	

良否の半定

- ※ 本標準テキニックシートに基づき点検・整備記録表を作成・返却する。
- ※ ()印は修理返却時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取付している計器の読みを含むものとする。
- ※ MIは原則として測定器具を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	定期点検		定期整備		運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要	
	月点検		年点検				5年整備	10年整備		
	点検項目	点検内容	コード番号	出水期	非出水期					
自家発電機盤	盤面	発錆、汚損 扉の開閉、施錠	E H	E H	E H	—	E	E	E	
	盤内	汚損、異物、変色 温度、湿度 絶縁抵抗 接地抵抗	E (M)	E (M)	E (M)	—	M	M	M	
			—	—	M	—	M	M	(自)	
			—	—	M	—	M	M		
	盤内器具	取付状態 配線状態 端子 端子台 の状態 端子符号の脱落	— — — —	— — — —	E E E E	E E E E	E E E E	E E E E		
	操作入力	動作確認 取付状態、汚損	(H) E	(H) E	(H) E	H —	— —	H E	H E	
	指示計	動作確認 (零点及び指示) 取付状態、汚損	E — —	E — —	A (2年毎) E E	E — —	— E E	A A	(自)	
	表示器 表示灯	点灯状態 取付状態、汚損	(E) E	(E) E	(E) E	E —	E —	E E	E E	
	保護装置	保護リレーの動作 警報装置の異常 センサの 動作チェック	— E —	— E —	D (2年毎) E D	— — —	— E —	D E D	(自) (自) (自)	
	遮断器	遮断器の汚損、発錆 碍子ひび割れ(外部) 遮断器の油洩れ(外部) 接触子の接触面状態 油量、油の汚れ 遮断動作速度 絶縁油耐圧 真空度	E E E — — — —	E E E — — — —	E E E E E M (3年毎) — — — — — —	— — — — — — —	E E E E E M — — — — — —	E E E E E M M M M M M	(自) (自) (自)油入りの場合 (自) (自) (自) (自)油入りの場合 (自) (自) (自)真空式の場合	
配線・端子台 遮断器	開閉動作	—	—	(D)	—	D	D	D	(自)	
計器用 変成器	発錆、汚損 過熱、音響	E H	E H	E H	— —	E H	E H	E H	(自) (自)	
AVR	設定器・リレー等 接触部の確認	—	—	(D)	—	—	D	D	(自)	
全般	動作試験	(D)	(D)	(D)	—	—	—	—	(自)	

機場名:

点検実施

年月日:

自家発電設備(2)

(ディーゼル機関)(1)

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増結	H
D	動作確認	S	騒音			

良否の判定	
O	良好
△	要調査
X	異常

* 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

* ()印は修理送船時に点検を行うものとする。

* Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

* Mは原則として測定装置を持ち込んで計測する場合とする。

設置区分	定期点検		年点検	運転時点検	定期整備		摘要
					5年整備	10年整備	
	点検項目	点検内容	コード番号	月点検	年点検	運転時点検	摘要
機関本体関係	シリンダヘッド	ヘッドガスケットの劣化 弁の摩耗バネの へたり タベットの間隙	—	—	—	—	X W
	クランク室	シリンダラブの摩耗 コンロトメルの摩耗 クランクシャフトの摩耗 クランクシャフトバルの摩耗 ボルトの緩み カム軸の摩耗	— — — — — —	— — — — T —	A — — — — —	— — — — — —	A A M M M M
	過給機	フィルタの状況 振動 音 油量 #1 本体	E (3ヶ月毎) (H) (S)	E (H) (S)	E E S	— H —	G H S
外部輸受	ピストン	ピストンの摩耗 ピストンリングの摩耗	— —	— —	— —	— —	— M
	調速機	調整	—	—	—	—	W W
	油量	E	E	E	E	—	X X
	振動	(H)	(H)	(H)	H	—	M M
	温度	(H)	(H)	(H)	H	—	M (自)
遠心クラッチ	摩耗	—	—	—	—	—	M
	動作確認	(E)	(E)	(E)	E	—	E E
	油量	E	E	E	E	—	X X
潤滑油系統	磨耗	—	—	—	—	—	M
	内部	振動	(H)	(H)	H	—	H H
	潤滑油	作動	(S)	(S)	S	—	A W
	ポンプ	配管漏れ	E	E	E	E	E E
	初期	作動(圧力)	(S)	(S)	S	—	A W
潤滑油ポンプ	潤滑油	配管漏れ	E	E	E	E	E E
	初期	絶縁抵抗	—	—	M	—	M M
	振動	(H)	(H)	(H)	H	—	H H
機関オイルパン	オイルパン油量#1	E	E	E	E	—	X X
	オイルパン異物混入	E	E	E	E	—	— 異物チェック
	オイルパン内腐食	—	—	—	—	—	M M
	性状分析	—	—	M	—	—	G G
潤滑油濾過器	内部清掃	—	—	G	—	—	W X
	エレメント	—	—	—	—	—	ペーパータイプは油交換時に交換
冷却器	クランク軸回着(ターニング)	—	D	—	—	—	— —
	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	W W
	腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	W W
	劣化(エレメント)	—	—	—	—	—	W W
	防蝕塗装の消耗	—	—	E	—	—	E E
	ドレン抜き	—	—	A	—	—	A A

特記事項

* 1: 2年毎に交換。

* 2: 初回の整備は10年整備とするが、それ以降は5年サイクルで実施。

機場名:

烹檢實施

每月日

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	脇掌			

良否の判定

※ 本標準チェックシートに苦づき点線・整風記録表を作成・返却する。

()印は複数回答欄に複数を行うものとする。

※ 既に取付いている社番の機器を含む場合とする。

次回は、この問題を解くための手順を示す機会と定めよう。

装置区分	定期点検		定期点検		定期整備	定期整備		摘要	
	点検項目	点検内容	月点検		年点検	運転時点検	臨時点検		
			出水期	非出水期					
燃料系統	燃料噴射ポンプ	燃料噴射	H	H	H	H	-	H H 動き確認	
		エア抜き	-	-	A	-	-	A A	
		ブランジヤ、吐出弁劣化	-	-	-	-	-	W W	
		漏れ	(E)	(E)	(E)	E	-	E E	
		油量*1	E	E	E	E	-	X X (自)油ダメ付のみ	
		異物混入	E	E	E	-	-	-	
		突始め調整ボルト	E	E	T	E	-	T T	
		緩みの確認	-	-	M	-	-	M M	
燃料濾過器	噴射時期		-	-	M	-	-	M M	
	内部清掃		-	-	C	-	-	-	
	エア抜き		-	-	A	-	-	A A	
	エレメント		-	-	E	-	-	W X 付着物点検 ベーパータイプは2年毎に交換	
	ドレン抜き		-	-	A	-	-	A A (自)	
燃料弁	噴霧テスト		-	-	A	-	-	A A 嘴口詰り、後外チェック	
	摩耗		-	-	-	-	-	W W	
	漏れ		(E)	(E)	(E)	E	-	E E	
高圧管	管内エア抜き		-	-	A	-	-	A A	
	漏れ(亀裂)		(E)	(E)	(E)	E	E	E X	
	振動		(H)	(H)	(H)	H	-	H H	
	燃料供給ポンプ		摩耗	-	-	-	-	W W	
配管	腐食		E	E	E	-	-	E E (自)	
	漏れ		(E)	(E)	(E)	E	E	E E (自)	
	振動		(H)	(H)	(H)	H	-	H H (自)	
	ドレン量		-	-	E	-	-	E E 多ければ測定	
	内部		振動	(H)	(H)	(H)	H	-	
冷却水系統	冷却水ポンプ		摩耗、劣化	-	-	-	-	W W	
	配管漏れ		(E)	(E)	(E)	E	E	E E (自)	
	配管腐食		-	-	-	-	-	W W (自)	
	配管振動		(H)	(H)	(H)	H	-	H H (自)	
	バルブ開閉		E	E	E	-	-	E E (自)	
	バルブ劣化		-	-	-	-	-	W W (自)	
	空気抜き		(E)	(E)	(E)	E	-	E E	
温調弁	作動		(E)	(E)	(E)	E	-	W W	
	漏れ		(E)	(E)	(E)	E	-	E E	
水質検査	水質		-	-	-	-	M *2 M *2		
空気始動系	分配弁・塞止弁・保継弁	作動	(E)	(E)	(E)	E	-	W W	
		漏れ	(E)	(E)	(E)	E	-	E E	
		配管劣化	E	E	E	-	-	E *3 E *3 (自)	
	配管漏れ	E	E	E	E	E	-	E *3 E *3 (自)	
		配管腐食	E	E	E	-	-	E *3 E *3 (自)	
電磁弁・減圧弁	作動		(E)	(E)	(E)	E	-	D X 30K用電磁弁は年点検で分解	
	劣化		E	E	E	-	-	E X	
	エア漏れ		E	E	E	E	-	E X	

特記事項

*1: 2年毎に交換。

*2: 不凍液、腐食防止剤を使用している場合の濃度管理は1年毎。

*3: 銅管の場合は交換。

機場名:

点検実施

年月日:

自家発電設備(4)

(ディーゼル機関)(3)

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	培養
D	動作確認	S	聴覚	H	指触

良否の判定	
O	良好
△	要調査
×	異常

* 本標準チェックシートに基づき点検・表記記録表を作成・運用する。

* ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

* Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

* Mは原則として測定結果持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	定期点検備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
空気始動系統	始動弁	エア漏れ	(H)		(H)	(H)	H	—	H	H	始動15分後接続配管にて*1				
		作動確認	—	—	—	W	—	—	W	W	機関起動後弁槽動作確認				
		TPO始動(エラジ)	—	—	D	—	—	—	D	D	全シリンドー				
	停止用	作動	(D)	(D)	W	D	—	—	W	W					
電気始動系統	エアピストン	空気漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E					
		セルモータ	プランの状態	E(3ヶ月毎)	—	E	—	—	G	X	(自)				
	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	W						
	劣化	E	E	E	—	—	—	E	E						
予熱栓	作動	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	D	X	(自)付属の場合				
		劣化	E	E	E	—	—	E	X	付属の場合					
	電磁スイッチ	作動	(E)	(E)	(E)	E	—	—	W	W					
	劣化	E	E	E	—	—	E	E							
計装機器	停止スイッチ	作動	(D)	(D)	(D)	D	—	—	D	D					
		劣化	E	E	E	—	—	E	E						
	センサ類	水温スイッチ作動	(E)	(E)	M	—	—	—	M	X					
	(温度、圧力、流れ)	油温スイッチ作動	(E)	(E)	(E)	—	—	—	M	X					
ゲージ類	油圧スイッチ作動	油圧スイッチ作動	(E)	(E)	M	—	—	—	M	X					
		空気圧スイッチ作動	(E)	(E)	(E)	—	—	—	M	X					
	フロースイッチ作動	(E)	(E)	W(M)	—	—	—	W	X	(M)は導通チェック					
	速度スイッチ作動	(E)	(E)	A	—	—	—	A	X						
回転機	冷却水温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E	(自)					
	潤滑油温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E	(自)					
	排気温度計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E	(自)パラツキチェック					
	冷却水圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	X	(自)					
消音器	冷却水圧力計の零指針	E	E	E	—	—	—	E	X	(自)					
	潤滑油圧力計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	X	(自)					
	潤滑油圧力計の零指針	E	E	E	—	—	—	M	M	(自)変動チェック					
	回転計指示	(E)	(E)	(E)	E	—	—								
排気管	腐食	—	—	E	—	—	—	E	E						
	劣化	—	—	E	—	—	—	E	E						
	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E						
	ドレン抜き	—	—	A	—	—	—	A	A	(自)					
冷却装置	腐食	—	—	E	—	—	—	E	E						
	劣化	—	—	E	—	—	—	E	E						
	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E						
	排気口の閉塞	E	E	E	E	—	—	E	E						
ラジェータ	水漏れ	E	E	E	E	—	—	E	E						
	漏れ	E	E	E	E	—	—	E	E						
	汚れ	—	—	—	—	—	—	C	C						
	キャップ耐圧	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	X	圧力キャップの場合					
	劣化	—	—	—	H	—	—	E	E						
	ホース劣化	—	—	—	—	—	—	X	X						
	ファンベルト調節	E	E	E	E	—	—	X	X	(自)ベルト駆動の場合					

特記事項 *1: 高温変色している場合は火傷に注意すること。

機場名:
点検実施
年月日:

檢驗指示事項

点検指示事項						良否の判定			
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	O	良好
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触	△	要調査
D	動作確認		S	聴覚				X	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・要因記録表を作成・運用する。

※()印は官理道筋時に点検を行うものとする。

※ 既に取扱いしている計器の線引きを含むものとする。

※ MIは原則として測定器を接続しない状態を石場とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	定期整備			定期整備					
				出水期	非出水期		5年整備	10年整備							
冷却装置	清水	漏れ	(E)	(E)	(E)	E	—	W	W	水圧テスト					
	冷却器	腐食(エレメント)	—	—	—	—	—	W	W						
	空気	腐食、劣化	—	—	—	—	—	W	W	水圧テスト					
	冷却器	防錆亜鉛の消耗	—	—	E	—	—	E	E						
その他	空気	腐食、劣化	—	—	—	—	—	W	W						
	冷却器	ドレン開放	(E)	(E)	(E)	E	—	E	E						
作業準備	全般	塗装	—	—	—	—	—	E	X						
	アイソレーションの確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	弁状態の確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	電源の確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
分解前作業	取替部品の確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	デフレクション計測	—	—	—	—	—	—	M	M						
	氷抜きの確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	残油なしの確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
分解後手入れ組立	LO・FOタク	—	—	—	—	—	—	H	H						
	弁門の確認	—	—	—	—	—	—	H	H						
	始動空気槽元弁	—	—	—	—	—	—	H	H						
	閉の確認	—	—	—	—	—	—	H	H						
分解点検手入れ組立	主軸受	—	—	—	—	—	—	—	—	W		代表の主軸受1ヶのみ			
	連接棒	—	—	—	—	—	—	—	—	W					
	給・排気弁	—	—	—	—	—	—	W	W						
	シリンダ安全弁	—	—	—	—	—	—	X	X						
運転準備及び運転	給・排気レバー	—	—	—	—	—	—	W	W						
	動弁装置	—	—	—	—	—	—	W	W						
	整備後の確認	デフレクション計測	—	—	—	—	—	—	M	M					
	潤滑油量確認	オイルパン	—	—	—	—	—	E	E						
運転準備及び運転	LO補給タンク	—	—	—	—	—	—	E	E						
	過給機	—	—	—	—	—	—	E	E						
	調速機	—	—	—	—	—	—	E	E						
	動弁注油その他	—	—	—	—	—	—	E	E						
運転準備及び運転	なしの確認	シリンダヘッド	—	—	—	—	—	E	E						
	工具混入	クランクケース	—	—	—	—	—	E	E						
	運転準備後の確認	潤滑油注入部継付状況の確認	—	—	—	—	—	E	E						
	冷却水道水エア抜き	—	—	—	—	—	—	A	A						
運転準備及び運転	整備後の運転準備	FO通油、FO噴射ポンプのエア抜き	—	—	—	—	—	A	A						
	潤滑油量確認	シリンダヘッド内カム・ピストン部	—	—	—	—	—	E	E			LOブライミングポンプ運転			
	ターニング装置の確認	—	—	—	—	—	—	A	A						
	ガバナリケ注油	ガバナリケ注油	—	—	—	—	—	A	A						
運転準備及び運転	始動空気槽の充気	—	—	—	—	—	—	A	A						
	各部漏れなしの確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	タイルーション解除の確認	—	—	—	—	—	—	E	E						
	特記事項	—	—	—	—	—	—	—	—						

機場名：

点检实施

金用月

自家発電設備(6)

(ディーゼル機関)(5)

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増結
D	動作確認		S	聴覚	

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ (い)印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ E1-E2は取付いている計器の読みを含むものとする。

※ MIは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認	S	聽覚			

良否の判定
○ 良好
△ 変調査
✗ 異常

* 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・返却する。

* ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

* Eには取付している計器の読みを含むものとする。

* Mは原則として漏電計を持ち込んで計測する場合とする。

自家発電設備(12)
(発電機)

装置区分	点検整備:	コード番号	定期点検				遅延時点検	臨時点検	定期整備			摘要		
			月点検		年点検				5年整備	10年整備				
			出水期	非出水期										
発電機 本体	絶縁抵抗		—	—	M	—	—	—	M	M	—	(自)		
	接地抵抗		—	—	M	—	—	—	M	M	—	(自)		
	音	(S)	(S)	(S)	S	—	—	—	S	S	—	(自)		
	固定子劣化	—	—	—	—	—	—	—	W	W	—	(自)		
	回転子劣化	—	—	—	—	—	—	—	W	W	—	(自)		
	通風装置	—	—	—	—	—	—	—	W	W	—	(自)		
	フレーム・プラカ外各部 の変形、錆の有無	E	E	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	カップリング・基礎 締付ボルトの緩み	E	E	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	保護カバー通風口 の状態	E	E	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	塵埃、油等の 付着の有無	E	E	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
センサ類	絶縁診断	—	—	—	—	—	—	—	—	M	—	(自)3kV以上の発電機		
	温度スイッチ	—	—	—	D	—	—	—	D	X	—	(自)		
軸受	温度計等付属品 の取付状態	E	E	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	油量	E	E	E	E	E	—	—	X	X	—	(自)		
	振動	(H)	(H)	(H)	(H)	H	—	—	H	H	—	(自)		
ブラン	温度	(H)	(H)	(M)	(M)	H	—	—	M	M	—	(自)		
	摩耗	E	E	E	E	—	—	—	X	X	—	(自)		
	押しバネの状態	—	—	H	H	—	—	—	H	H	—			
	火花の状況	(E)	(E)	(E)	(E)	E	—	—	E	E	—			
スリップ リング	摩耗	E	E	E	E	—	—	—	M	X	—	(自)		
	荒れ	E	E	E	C	—	—	—	E	E	—			
	汚れ	E	E	E	C	—	—	—	G	O	—			
端子	口出線の劣化、 汚損、損傷の有無	—	—	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	端子箱・保護カバー の取付状態	—	—	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	接続部・ケーブルヘッド 絶縁処理の状態	—	—	E	E	—	—	—	E	E	—	(自)		
	塗装	—	—	—	—	—	—	—	E	X	—			
全般	特記事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

No., 9

電源設備

檢査名:
點檢實施
年月日:

電源設備(9) (高圧受変電)(1)

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認		S	曉覚		

良否の判定
○ 良好
△ 極端調査
✗ 異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※()印は修理返品時に交換を行うものとする。

次に、本報書上連絡に記載されたものとする。

※ Mは原則として測定結果を法人に計測する場合とする。

装置 区分	点検整備		コード 番号	定期点検				運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要						
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	5年整備	10年整備										
				出水期	非出水期													
受電部	引込柱	汚損、ひび割れ	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		傾斜	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		金具発錆、変形、腐食	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		碍子の汚損、ひび割れ	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		玉碍子の破損	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		支持クリップの脱落	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E						
		支持の緩み	H	H	H	H	-	-	H	H	H	H						
電線・ 支持物	電線の高さ及び 他工作物と樹木との 離隔距離		E	E	E	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		標識・保護柵の状況	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		支線クリップの脱落	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		電柱・腕木・碍子・支線 保護柵等の損傷、腐食	-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		電線の碍子拘束状況	-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		絶縁抵抗	-	-	-	M	-	-	-	M	M	M	(自)					
ケーブル	ヘッド等端末部の 腐食、損傷		E	E	E	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		コンバウンド油漏れ	E	E	E	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		露出部の 腐食、亀裂、損傷	-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
		ピット内浸水、 小動物侵入防止	-	-	-	E	-	-	E	E	E	E						
		絶縁抵抗	-	-	-	M	-	-	-	M	M	M	(自)					
母線	たるみ 他との離隔距離 接続部クランプ類の 腐食、損傷、過熱 碍子頭の緩み 支持物の腐食 母線の 損傷、変形、緩み 絶縁抵抗		-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	E	-	-	E	E	E	E	(自)					
			-	-	-	M	-	-	-	M	M	M	(自)					

機場名：

古文真賞

年月日

電源設備(10)

(高压罗茨泵)(2)

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認		S	聴覚	

良否の判定	
○	良 好
△	要調査
×	異 常

※本標準チェックシートに基づき点検・登録記録表を作成・返却する。

※()印は毎週運転時に点検を行うものとする。

※ 既に取扱いている計器の接着を含むものとする。

当社は原則として取扱いのない新規の説明を省略することとする。

※ MIは原則として別途券を持ち込んで計算する場合と、お

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	運転時点検			5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期					5年整備	10年整備				
受電設備	高圧引込盤	盤面の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		扉の開閉施錠	H	H	H	-	H	H	H	H	H				
		メータの零点	E	E	A	E	-	A	A	A	(自)				
		メータの汚れ	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
		表示灯点灯状態	(E)	(E)	(E)	E	E	E	E	E	(自)				
		配線取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E	(自)				
		主回路導体の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		配線端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)				
		ケーブル端子の状態	-	-	E	-	-	E	E	E	E				
		警報装置の異常	-	-	E	-	-	E	E	E	(自)				
		接続部	-	-	T	-	E	T	T	T	T				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	(自)				
		接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	M				
		保護继電器の動作	-	-	D (2年毎)	-	-	D	D	D	(自)				
		計器校正	-	-	A (2年毎)	-	-	A	A	A	(自)				
断路器	受と刃の接触、変形、緩み	E	E	E	-	E	E	E	E	E	(自)				
		碍子の汚損、ひび割れ	E	E	E	-	E	E	E	E	(自)				
		止め装置の機能	-	-	D	-	-	D	D	D	(自)				
		操作機能	-	-	D	-	-	D	D	D	(自)				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	(自)				
避雷器	外部点検 (損傷、亀裂、汚損)	E	E	E	-	E	E	E	E	E	(自)				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	(自)				
		接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	(自)				
		接続部	-	-	T	-	E	T	T	T	(自)				
機器類	電動機	電動機の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	空気圧縮機	空気圧縮機の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	空気冷却器	空気冷却器の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		停止時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		運転中の発熱	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の漏洩	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		吸排気口の詰まり	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
機器類	油圧ポンプ	油圧ポンプの状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の騒音	E	E	E	-	E	E	E	E	E				
		起動時の振動	E	E	E	-	E	E	E	E	E				

機場名:
点検実施
年月日:

電源設備(11) (高圧受変電)(3)

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増結
D	動作確認	S	随當	H	指触

良否の判定
○ 良 好
△ 要調査
✗ 異 常

- ※ 本標準テクニックシートに基づき点検・監査記録表を作成・運用する。
- ※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取扱いしている容器の読みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする

機 塊 名:
点検実施
年・月・日:

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認		S	聴覚	

良否の
○ 良
△ 妨
✗ 異

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※()印は毎回通勤時に点検を行うものとする。

※Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Wは原則上工測定器を待ち込んで計測する場合とする。

機場名:
点檢實施
年月日:

電源設備(13) (高壓變壓器)(5)

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認			S	脇堂

※本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※()印は賃貸運賃時に自換を行うものとする。

次回は取扱い方を社員の練習会までのとある

※ 日には取扱いしている計算の読みを言るものとする。

※ MIは原則として測定等を持ち込んで計測する場合とする。

機場名：

点検実施

年月日：

電源設備(14)

(高压受麦管) (6)

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認		S	聴覚	H

良否の判定

※ 本標準チェックシートに基づき点検・監査記録表を作成・運用する。

※()印は修理運転時に点検を行うものとする。

※ 同じ取扱いによる計算の積みを含むものとする。

※ これは取扱いしている評議会が何であるかを問うる場合とする。

機場名:
点検実施
年月日:

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	着締	H
D	動作確認	..	S	聴覚	..	目視

- ※ 本標準チェックシートに当づき点検・評価記録表を作成・運用する。
- ※ ()印は毎回運転時に点検を行うものとする。
- ※ Eには取付いている針器の読みを含むものとする。
- ※ Mは原則として測定器具を持ち込んで計測する場合とする。

待記事項

No., 10

除塵設備

機場名:
点検実施
年月日:

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	塗綿	H	指触
D	動作確認	S			駆動		

良否の判定

- ※ 本標準チェックシートに基づき点検、其の記録表を作成、運用する。
- ※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。
- ※ 日には取扱いしている計器の読みを含むものとする。
- ※ MTR原則にて測定器を込んで計測する場合とする。

施藥名：加藤對氯

新檢測法

年月日:

除塵設備(2)

点検指示項目						良否の判定			
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	O	良好
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触	△	要調査
D	動作確認		S		聴覚			×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

* ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ 目には取付いている計器の読みを含むものとする。

※ MIT原則と不測害等を持ち込んで計測する場合とする。

機器名:

点検実施

年月日:

除塵設備(3)

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認		S	駆動			

良否の判定	
○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は毎回運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
搬送設備	フレーム	変形	-	-	-	E	-	E	E	E					
			-	-	-		-								
			-	-	-		-								
ベルト	伸び	-	-	A	-	-	-	A	A	A					
	摩耗	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	損傷	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	回転状況	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E	E					
各ブリーラー	汚れ付着	E	-	E	E	-	-	E	E	E					
	摩耗	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	熱受温度	(H)	(H)	(H)	H	-	-	H	H	H					
	腐食	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	変形	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	給油	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	回転状況	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E	E					
各ローラー	汚れ付着	E	-	E	E	-	-	E	E	E					
	腐食	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	摩耗	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	劣化	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	回転状況	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E	E					
ベルトクリーナ	接触状況	(E)	(E)	(E)	-	-	-	E	E	E					
	変形	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
スガートゴム	作動	(E)	(E)	(E)	-	-	-	E	E	E					
	劣化	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
スクリュー	作動	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	腐食	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
カバー	変形	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
	腐食	-	-	E	-	-	-	E	E	E					
その他	塗装	-	-	E	-	-	-	E	X						
	総合作動確認	(O)	(O)	(O)	D	-	-	D	D						
特記事項															

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認			S	聴覚	

良否の判定
○ 良 好
△ 変調査
✗ 異常

* 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

（1）印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ これは取付している針脚の読みを言るものとする。

※ 既に取扱っている計画の範囲を越す場合とす。

N O , 1 1 付屬設備

機場名:	点検実施
年月日:	
付属設備(2)	

点検指示項目						
X	交換	C 清掃	W 分解	E 目視	良否の判定	
A	調整	M 測定	T 増締	H 指触	○ 良好	△ 変調査
D	動作確認	S 聴覚			×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・適用する。

※ ()印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Eには取付いている針器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備	コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
			月点検		年点検	5年整備			10年整備					
			出水期	非出水期										
換気設備	換気扇	運転状況	-	-	E	-	-	-	E	E				
	換気ファン	振動	-	-	H	-	-	-	M	M				
		温度	-	-	H	-	-	-	M	M				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	(自)			
		接地抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	(自)			
照明設備	全般	開閉器・点滅器・ 照明器具・コンセント等の損傷、過熱	E	E	E	-	-	-	E	E	(自)			
		器具固定部緩み	-	-	T	-	-	-	T	T	(自)			
		電線被覆の損傷	E	E	E	-	-	-	E	E	(自)			
		配線箇所の 湿気、塵埃	-	-	E	-	-	-	E	E	(自)			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	(自)盤にて測定			
特記事項														

N o , 1 2

ゲート設備

機場名: _____
点検実施
年月日: _____

点検指示項目						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増結	H
D	動作確認	S	聴覚			

○	良好
△	要調査
×	異常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・登録記録表を作成・運用する。
 ※ ()印は管理巡回時に点検を行ふものとする。
 ※ 白には取付いている計器の読みを含むものとする。
 ※ Mは原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

ゲート設備(1)

装置区分	点検整備	コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
			月点検		年点検				5年整備	10年整備				
			出水期	非出水期										
ゲート設備	全般	各部清掃状態	E	E	E	-	-	-	O	C				
		塗装の損傷、劣化	E	E	E	-	-	-	E	X				
	扉体	構造全体の振動	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E				
		構造全体の異常音	(S)	(S)	(S)	S	-	-	S	S				
		溶接部の割れ	-	-	E	-	-	-	E	E				
		ボルト・ナットの緩み、脱落	-	-	M	-	-	-	M	M				
		折の腐食、板厚の測定	-	-	M	-	-	-	M	M				
		スキソフレートの腐食、板厚の測定	-	-	M	-	-	-	M	M				
	支承部	主ローラの給油状態	E	E	E	-	-	-	A	A				
		主ローラの作動	(E)	(E)	(E)	E	-	-	E	E				
		主ローラの異常音	(S)	(S)	(S)	S	-	-	S	S				
		主ローラの損傷、摩耗	-	-	E	-	-	-	A	A				
		補助ローラの給油状態	E	E	E	-	-	-	E	E				
		補助ローラの損傷	-	-	E	-	-	-	E	E				
		ビンガ輪受の損傷、腐食	E	E	E	-	-	-	E	E				
水密部	ゴム又はパルの温水	ゴム又はパルの温水	E	-	E	-	-	E	E	E				
		ゴム又はパルの変形、損傷	-	-	E	-	-	E	E	X				
		ゴム取付部外側の緩み、損傷	-	-	E	-	-	T	T					
		ゴム取付部・ナットの脱落	-	-	E	-	-	E	E					
		ゴム押え板の変形	-	-	E	-	-	E	E					
		戸当たり	E	E	E	-	-	E	E	E				
巻上式 (スピンドル式)	スピンドルの変形 スピンドルの摩耗 減速機潤滑油量 減速機振動 減速機音 塗装 電動機の絶縁抵抗 電動機の接地抵抗 電動機の温度	スピンドルの変形	-	-	E	-	-	E	E	E				
		スピンドルの摩耗	-	-	E	-	-	E	E	M				
		減速機潤滑油量	E	E	E	-	-	X	X					
		減速機振動	(H)	(H)	(H)	H	-	H	H					
		減速機音	(S)	(S)	(S)	S	-	S	S					
		塗装	-	-	E	-	-	M	M	(自)				
		電動機の絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(自)				
		電動機の接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M					
		電動機の温度	(H)	(H)	(H)	H	-	M	E					
		ラックの変形	-	-	E	-	-	E	M					
巻上式 (ラック式)	ラックの摩耗 減速機潤滑油量 減速機振動 減速機音 塗装 電動機の絶縁抵抗 電動機の接地抵抗 電動機の温度	ラックの摩耗	-	-	E	-	-	X	X					
		減速機潤滑油量	E	E	E	-	-	H	H					
		減速機振動	(H)	(H)	(H)	H	-	S	S					
		減速機音	(S)	(S)	(S)	S	-	E	X					
		塗装	-	-	E	-	-	M	M	(自)				
		電動機の絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(自)				
		電動機の接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M					
		電動機の温度	(H)	(H)	(H)	H	-	M	M					

特記事項

機場名:

点検実施

年月日:

ゲート設備(2)

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調査	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

良否の判定	
○	良好
△	要調査
X	具常

※ 本標準チェックシートに基づき点検・整備記録表を作成・運用する。

※ ()印は危険運転時に点検を行うものとする。

※ Mには取付している計器の読みを含むものとする。

※ Mは原則として測定値を持ち込んで計測する場合とする。

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
ゲート設備	開閉装置	ワイヤロープの摩耗 ワイヤロープの変形	-	-	-	M	-	-	M	X					
	(ワイヤロープ式)	ロープ端末 シーブの摩耗 シーブの変形 シーブ軸受の摩耗 ワイヤドラム ギヤーの摩耗 ブレーキシューの摩耗 フレキドラムの摩耗 ブレーキ作動 各轉受の温度 各軸受の摩耗 ブリキアル封緘手の摩耗 減速機潤滑油量 減速機振動 減速機受温度 リミットスイッチ 電動機の絶縁抵抗 電動機の接地抵抗 電動機の温度	E E E E (E) - - - (E) (H) - (E) (H) (H) (H) (E) - (H) (H)	- - - - (E) - - - (E) (H) - (E) (H) (H) (H) (D) M M H	- - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	M E E E E M M M E M M M M X H M D M M M	X E E M E M M M E M M M M X H M X (自) (自)				
	操作・制御設備	設備全般の外観、清掃状態 設備全般の表示ランプ、ヒューズ類 設備全般の計測器の指示値 設備全般の異常音 盤内の湿気、乾燥状態、塵埃 盤内のコネクタ接続部、電線接続 操作機能確認 制御機能確認 水位計 自記記録計 水位計のセンサと変換器の運動 水位計のカバー・信頼部、端子 水位計と量水標との水位比較 閑度計のセンサと変換器の運動 閑度計カバー・信頼部、端子 信号接続状態 接地状況 絶縁抵抗、接地抵抗の測定 各部電圧・空流の測定 電動機の軸受部、端子 ブラン・スリップリング 電動機の伝送機械、高効率側装置 電熱乾燥装置 床明器具	E E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E E	E E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E	E E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E	E E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E	E E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E	O E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E	C E E S - - - - - E E E E E E E E E E E E E E E						
	特記事項														

高川排水機場管理業務委託

作動点検基準

和歌山市河川港湾課

点検表

年 月 日

樋門等名	○○樋門	平成 年 月 曜(点検)	氏名	
名称	項目	内容	判定(良であれば○を記す) 良 不良の場合	
ゲート	各部の清掃	清掃		
	各部の損傷	目視点検		
	水密部の漏水	目視点検		
	ローラの回転異常	作動点検		
巻上機	内外部の清掃	清掃		
	商用電力と予備発電機の切換	作動点検		
	開度指示確認	目視点検		
	リミットスイッチの作動確認	作動点検		
	ゲートの開閉状況	作動点検		
電動機	オイルもれ	目視点検		
	始動状況	作動点検		
	振動及び異常音の調査	甚だしい振動及び異常音		
予備発電機	始動状況	作動点検		
	商用電力遮断時の自動始動	作動点検		
	発電機制御盤での手動始動	作動点検		
	燃料等の確認	燃料補給及び注油		
機側操作盤	振動及び異常音の調査	甚だしい振動及び異常音		
	表示パネルの確認	目視点検・作動点検		
その他	管理橋	清掃・目視点検		
	防護柵	目視点検		
	階段	目視点検		
	タラップ	目視点検		
	量水標	目視点検		
	水位計	目視点検		
	建屋の損傷	目視点検		
	投光器の損傷	目視点検		
	本体の損傷	目視点検		
	取り付け護岸の損傷	目視点検		
記事	(上記以外で特に操作に支障となる事項があれば記す)			

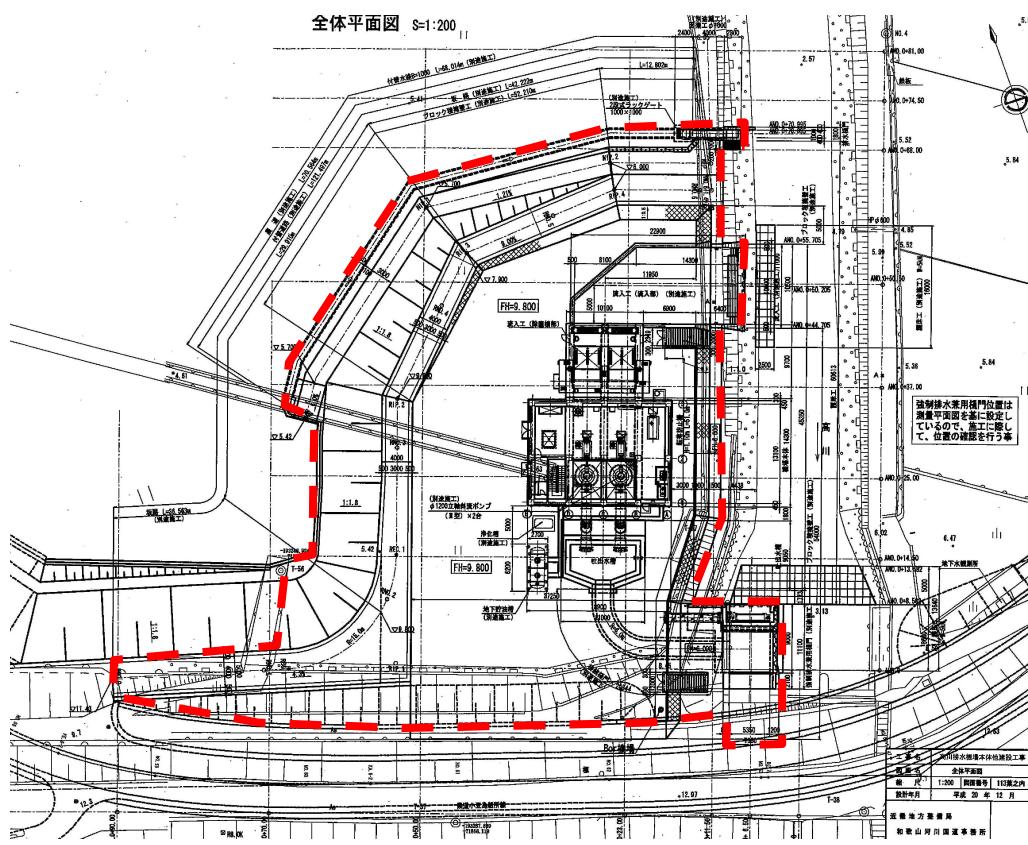
点検項目は見直し変更あり

高川排水機場管理業務委託

位置図



全体平面図



和歌山市河川港湾課

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、高川排水機場管理業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、高川排水機場管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金額は、_____円（消費税及び地方消費税分_____円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(受注者の履行不能)

第10条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、前条第2項の確認を受けたときは、委託金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託金を支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- （談合等不正行為に係る発注者の解除）
- 第16条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、

契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 受注者は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して重要情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、発注者受注者間に訴訟の必要が生じた場合、発注者を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和　　年　　月　　日

発注者 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。